

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年8月12日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条の規定に基づき、「武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

川崎市中原区新丸子東三丁目473番地27号
武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発準備組合
理事長 三井都市開発株式会社
取締役 中山 善一

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
高層建築物の新設（第1種行為）
住宅団地の新設（第2種行為）
大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区新丸子東三丁目473番地7号ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅、商業施設の新設及び公共施設の整備

ア 敷地面積 約17,520㎡

イ 土地利用計画

(ア) 住宅・商業施設

a 延べ面積 約77,100㎡

b 建物階数 地上38階、地下3階

c 建物高さ 約140m

d 計画戸数 約500戸

e 計画人口 約1,500人

(イ) 公共施設

a 駅前広場 約4,490㎡

b 道路

約 3 , 7 3 0 m²

5 指定開発行為の施行期間

平成 1 9 年度 ~ 平成 2 2 年度

6 条例環境影響評価方法書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成 1 7 年 8 月 1 2 日 (金) から平成 1 7 年 9 月 2 6 日 (月) まで

(2) 場 所

中原区役所及び本庁 (環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。